

第 6 回 (令和6年度第3回) 吹田市市民自治推進委員会 会議録

1 日時

令和 7 年 (2025 年) 3 月 27 日 (木) 午後 2 時から午後 3 時 40 分まで

2 場所

吹田市役所 高層棟 4 階 特別会議室

3 出席者

(1) 委員

若月 剛史 (委員長)、金井 隆典 (副委員長)、奥谷 義信、河野 路利、雑部 麻美、
高原 新、西田 宗尚

(2) 事務局

市民自治推進室 中村部長、長井室長、田中参事、加樂主幹、廣澤主査

(3) 実施機関の説明者

保育幼稚園室 湊崎室長、川部参事、木戸主幹

4 傍聴者

なし

5 議題

(1) 意見提出手続の運用に関する苦情の申出について

(2) その他

6 議事の要旨

別紙「議事のまとめ」のとおり

議事のまとめ

発言者	主な内容
委員長	市民自治推進委員会を開会いたします。 初めに事務局から報告を受けます。よろしくお願いします。
事務局	会議の成立、傍聴者の報告。市民部長挨拶。
委員長	次第に従い、意見提出手続の運用に関する苦情の申出について議題といたします。事務局から資料説明を受けたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	資料説明
委員長	事務局の説明のとおり、委員会の役割は、苦情の申出について、行政側の手続きに問題がなかったかどうかを調査審議し、委員会の判断としてまとめることとなります。それでは、皆さんの御意見をお聞きたいと思います。
副委員長	吹田市民の意見の提出に関する条例（以下、パブリックコメント条例）の逐条解説によると、施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があるとされています。この計画段階の解釈に関わる問題になると思います。まず、検討すべきことは、申出人が主張されたとおり、設計委託費用予算案の提案の段階を計画段階とするのか、それとも、市が設定している実施設計業務の段階が妥当なのかということを市民参画、市民と行政の協働という観点から検討すべきだと思います。その検討が終わった後で今回の申出がなされた背景となったものとして、市は幼稚園の利用者が限定的であるという理由で住民説明会を実施しないということが果たして妥当なのかということも、この委員会で検討することが重要だと思います。
A 委員	今回の案件だけではなく、私にとっては市民と行政がなぜもっと話し合いをされないのかということが非常に大きな疑問です。職員の方が自治基本条例とは一体何なのかという基本部分を理解できていないのではないかと思います。今回の件では、実施設計に入る前に、住民の方の意見を聞くべきだと思います。これまでに開園した認定こども園 4 園については、住民説明会はされたのですか。
保育幼稚園室職員	これまでも関係者への説明といたしまして、保護者の方々に御説明させていただき、また、地域の連合自治会長や、連合自治会の集まりにも伺って御説明してきたところです。
A 委員	今、自治会の加入率が5割を切っている中で、自治会に説明したから、住民説明会は必要ないというのは違うのではないですか。私としては、前倒してパブリックコメントを実施すべきだと思いますし、丁寧に住民の意見を聞く必要があると思います。
保育幼稚園室職員	補足させていただきますと、連合自治会以外にも任意の団体等から、お話をする場を持つてほしいという御意見があれば、伺ってお話しをさせていただいています。
事務局	事務局から1点、確認させていただきます。パブリックコメント条例の逐条解説においては、施設の計画段階でパブリックコメントの実施を検討する必要があると記載しており、実施しなければならないという強制力はありませんので、御留意ください。
B 委員	パブリックコメント条例で明確に謳っていないところは、非常に曖昧な判断になりかねないので、今後もこういう事態は起こる可能性があると思います。住民の方にとって、関心の高い案件であることは事実で、問題提起になると思いますので、溝が深まることを食い止める

	ためには、速やかな対応が必要なのではないかという感想を持ちました。
C 委員	パブリックコメントの時期の妥当性についてですが、条例の中には時期を明確に記されていないため、市の解釈の時期と市民の方の考える時期が大きく開いてしまったと思います。パブリックコメントさえ実施すればいいということではなく、市民参画の手順に落ち度はなかったのかということには、少し疑問に思っています。 地域の方に、今回の案件はいつの時点で情報開示されたのでしょうか。
保育幼稚園 園室職員	本年 1 月に、吹田第三幼稚園、東保育園の在園児等保護者を対象にそれぞれ説明会を行いました。また、1 月から 2 月にかけて、連合自治会の集まりに参加させていただき、本件について御説明させていただきました。
C 委員	市民参画という点においては、実施設計の半年前に知られるという状況では、住民の方にとっては、寝耳に水に感じられたと思います。在園児の保護者だけでなく、将来、引っ越してきて入園させようかと考えている方もおられるかも知れない。色々なパターンが考えられる中で、地域にはもう少し早い段階から情報を出していかれた方が良かったのではないかと思います。パブリックコメント条例に実施時期が明記されていない以上は、仕方がないとは思いますが、実施設計業務が始まってから、パブリックコメントを実施して、市民意見がどこまで反映されるのかということもありますので、地域の方への対応としては、丁寧さを大きく欠いたのではと感じています。
A 委員	行政がどの時期にどの段階で市民に対して意見を求めるかは、非常に難しいと思いますが、意思決定をされたのはいつですか。
保育幼稚園 園室職員	意思決定としては、内部の手続きになりますが、予算査定後の 1 月で、その後、いち早く地域の方にお話をさせていただきました。
A 委員	今後のこともあるので、パブリックコメントを実施する時期については、議論すべきではないでしょうか。
事務局	まず 1 点目、パブリックコメントを実施する時期が不明確なため、判断を難しくしているところがありますので、同じことを繰り返さないために市職員に対して、周知が必要であると考えています。2 点目に、自治基本条例の趣旨が市役所内で十分に認識されていないと認識していますので、この 2 点について、事務局として取り組んでいきたいと思っています。
D 委員	市民自治推進委員会は、条例に対して適法性を議論するのではなく、妥当性を考えるところだと思います。パブリックコメント条例の制定は法的に義務付けられているわけではないので、市民の方に納得して市政に向き合ってもらうために、吹田市が制定したのかなと思います。わざわざ制定しているので、解釈基準にこだわらず、弾力的な運用をした方がよいのではと思います。設計と施工の間で、パブリックコメントを実施すれば、工事に反映できているのですが、設計段階で市民意見が出てきて、施工に至らなかったことは今まであったのですか。
事務局	あくまで知る範囲ではありますが、そういった例はないと思います。
D 委員	設計の段階に至るまでにパブリックコメントを実施した方が納得する市民の方が多いことは容易に想像できますし、その時期にパブリックコメントを実施する方が、パブリックコメント条例を制定した意味なのかなと思います。
F 委員	今回の施設は、避難所になるのですか。もし、避難所になるのであれば、保護者だけでなく、地域の方の意見も聞くべきだと思います。また、この計画はいつ頃に始まった話なのでし

	ようか。市の方は条例や規則をきちんと守られていると思います。しかし、別件ですが、私自身、地域の意見を市に聞いてもらえない経験もありましたので、市民の方が、また市が勝手に進めているなど潜在的に思っている可能性があります。だから、計画の前に意見を聞く機会があって、皆さんに周知徹底できれば、今回のような苦情もなかったのではないかと思います。
保育幼稚園室職員	まず、避難所の件については、小学校、幼稚園は避難所になっていますが、保育園や認定こども園は避難所にはなっていません。次に、計画の時期については、吹三幼稚園の園児が令和6年4月現在11名に減っていることを受けて、集団保育がかなわず、子供達の育ちに大きく影響している環境として、速やかに改善が必要ということで、令和6年10月に市職員で構成する公共施設最適化推進委員会に諮り、検討を進めてきました。
副委員長	令和7年8月に予定されているパブリックコメントは、その後の条例改正に関するパブリックコメントと、認定こども園移行計画に関してのパブリックコメントと、どちらなのですか。どちらにしても、この認定こども園移行計画と条例改正は不可分ですね。
保育幼稚園室職員	令和7年8月予定のパブリックコメントは、吹田市立教育・保育施設条例改正に対してのパブリックコメントです。また、今回の案件については、パブリックコメント条例でパブリックコメントの実施を義務付けられている計画というものは策定しておりません。
副委員長	では、予定されているパブリックコメントは、条例改正に対するものなので、計画段階でもパブリックコメントは実施しないという判断になったという理解でよろしいですか。
保育幼稚園室職員	パブリックコメント条例第3条に基づき、吹田市立教育・保育施設条例改正前にあらかじめパブリックコメントを実施する予定です。その時期としては、逐条解説にパブリックコメントの反映が困難と記載されている工事着手後ではなく、工事着手前となります。パブリックコメントという形式ではありませんが、保護者説明会等でご意見やご質問をお聴きし、またそこで市の考え方もご説明しているという状況です。
D 委員	逐条解説は、建設工事着手後にパブリックコメントを実施しても意味がない、建物について市民意見を反映できたらいいですよという内容かと思います。私は逐条解説によるなら設計段階でパブリックコメントを実施した方が良いのではと思いました。
事務局	逐条解説には、計画段階において検討する必要があるとしており、実施するべきという強制力はないので、事務局としては検討した結果、現在の形を取っているものと理解しています。
C 委員	苦情申出をされた方は、パブリックコメントがどうというよりは、私達の意見をもっとちゃんと聞いてほしいという思いがあり、ただそれを言うところがなかったから、今回の苦情申出をされたのではないかと推察しました。吹田市が以前から市民との協働と言っているにも関わらず、これだけの開きがあることが現実として明らかになったと感じています。ただ市民側も何か起きた時だけ意見を言うのではなく、日頃から市政にもっと関心を持って関わりを持っていただきたいと思います。今回の件に関しては、パブリックコメント以前に、もう少し丁寧な市民の方とのやりとりを担当者側にはしていただきたかったです。
副委員長	今回の件は、パブリックコメントの運用上の問題はないかも知れないし、妥当性はあるかも知れませんが、しかし、自治基本条例で市民参画や市と市民との協働を謳っていて、そのツールとしてパブリックコメントがあるならば、その意図がきちんと実現されているかどうかについて、パブリックコメントの運用の妥当性とは別次元で検証される必要があります。今回の

	苦情が出された背景をきちんと受け止める必要があるのではないかと思います。
A 委員	窓口を広げて、皆さんの意見をお聞きしますというメッセージが必要だと思います。出された意見に対して、対応できないことがあっても当然です。だからといって、意見を聞くことを恐れてはいけないと思います。そういう姿勢で取り組んでもらえれば、市民の安心につながり、市政に対する信頼度が高まると思います。
事務局	色々な御意見をいただき、ありがとうございます。自治基本条例が謳う市民参画と協働、そのツールとしてのパブリックコメントということが、庁内で十分発信できていないというところは、反省材料だと思います。
委員長	委員の皆様の御意見をお聞きした結果、本委員会のまとめとしましては、まずパブリックコメント条例に違反するものではないけれども、今後に向けて、例えば、できるだけ早い時期でのパブリックコメントの実施を検討するなど、改善すべき点はあるといった内容とし、具体的な文言は私が作成させていただきます。後日、各委員にメールで御確認いただきますので、よろしくお願いいたします。 では、保育幼稚園室の職員の方は、退席いただいて結構です。ありがとうございました。 では、次第2のその他について事務局からお願いします。
事務局	本委員会から御意見をいただきました地域コミュニティアプリですが、2月定例会に提案し、関連予算が可決されたため、令和7年度から導入することとなりました。スケジュールは8月頃にモデル地区の先行利用、9月頃に吹田市エリアで運用を開始する予定です。委員の皆様におかれましては、アプリのPRも含めまして、ぜひ御活用のほどよろしくお願いいたします。 次に次回日程ですが、今期の委員任期は6月末までとなっていますが、現時点では6月まで開催予定案件はありません。
委員長	それでは、本日の委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

順に、A委員、B委員、C委員…と表記しています。